

令和3年度 第1回刈谷市入札監視委員会 議事録

1 日時 令和3年7月21日(火) 13:30～15:00

2 場所 刈谷市役所 3階 301会議室

3 出席した委員(委員数4名)

委員長 奥村 勇雄(元会計検査院審議官)

委員長職務代理者 近藤 克麿(公認会計士)

委員 佐野 真紀(愛知教育大学准教授)

委員 加藤 時彦(弁護士)

4 出席した事務局職員(6名)

宮田総務部長、早川契約検査課長、神谷課長補佐

並木契約係長、深谷検査係長、下島主任主査

5 議題及び概要

(1) 令和2年度工事契約状況について

→事務局より説明。

(2) 契約工事の報告について(1月から5月分)

→事務局より説明。

(3) 抽出事案の説明について

→抽出案件 3件(一般競争入札3件)を承認。

(4) その他

→事務局より以下の件を報告。

・次回の審査事案の抽出担当者について →加藤委員に依頼。

・次回の開催日について →第2回 令和3年11月5日(金)

第3回 令和4年2月18日(金)

6 主な質疑

質問・意見	回答
<p><u>議題（１）令和２年度工事契約状況について</u></p> <p>Q：（委員） コロナ禍で令和２年度の公共工事を総括してどのような１年だったか。</p>	<p>A：（事務局） 件数、金額ともに前年度と比べて増加しているが、コロナの影響を受けていないかというところではなく、緊急事態宣言発令による発注時期のずれなどはあった。</p>
<p><u>議題（２）契約工事の報告について（１月から５月分）</u></p> <p>Q：（委員） 発注時期が１～３月と４、５月で件数や応札の状況について特徴的な点があるか。</p>	<p>A：（事務局） ４、５月は長期継続契約の関係で件数は非常に多かった。１～３月は、補正予算があり例年に比べ件数が増えている。</p>
<p><u>議題（３）抽出事案の説明について</u></p> <p>Q：（委員） 抽出案件は毎回４件としていたが、今回３件とした理由を説明してください。</p> <p>・ 案件１件目 市道０１－３号線他標識設置工事 （一般競争入札 とび・土工・コンクリート工事）</p> <p>Q：（委員） 道路標識の設置で、なぜ予定価格が１億を超えるようになったのか。</p>	<p>A：（事務局） コロナ禍の折、会議時間の短縮のため、委員長及び抽出担当委員と相談の上３件とした。</p> <p>A：（事務局） 道路案内などの大きな看板が２０基なので金額的にもこれくらいになる。</p>

<p>Q : (委員) 入札の条件で大型の標識を設置したことがあることとの説明だが、入札参加資格からは読み取れないのではないかな。</p> <p>・ 案件 2 件目 慈友保育園大規模改造 (管) 工事 (一般競争入札 (総合評価落札方式)、管工事)</p>	<p>A : (事務局) 道路案内標識設置と記載されており、道路案内標識というと大型の案内標識となる。</p>
<p>Q : (委員) 男女共同参画社会への取組状況の項目の評価基準や採点方法、その周知方法はどうか。</p>	<p>A : (事務局) この項目では2つの評価対象があり、1つ目が愛知県のファミリーフレンドリー企業への登録、2つ目が女性の活躍促進宣言の認証の取得となり、それぞれ0.5点の加点となる。今回の場合2つの取り組みがあり評価点として1が加点されている。評価基準はホームページで公表している。</p>
<p>Q : (委員) 企業の技術力や技術者の能力の項目について、この項目は工事の仕上がりに影響をあたえることになるが、企業の社会性・信頼性・市内活性化・貢献度の項目の評価についてはどう考えているか。</p>	<p>A : (事務局) 国土交通省の示している特別簡易型を参考に刈谷市で基準を定めており、総合評価審査委員会にて十分な審査がなされていることから適正なものと考えている。</p> <p>A : (委員) 企業の社会性等の項目は、労働者のワークライフバランスに関わる部分で健康づくりや働き方改革などを評</p>

<p>・ 案件 3 件目</p> <p>重原幼稚園園舎取壊し工事 (一般競争入札、解体工事)</p> <p>Q : (委員) 落札した業者が条件を満たしていない、つまり、申込時に提出された書類で、技術者が別の工事に登録されていて専任になれないということで、入札後失格となったが、入札前に書類確認できなかったのか。</p> <p>Q : (委員) 事後審査のチェック方法はどのようにしているのか。</p> <p>Q : (委員) 予定していた主任技術者が他の工事の主任技術者となっており専任できないため、排除された案件は過去にもあるか。</p> <p>Q : (委員) 専任の技術者を配置できるというのが入札参加資格になっている。例えば</p>	<p>価しており、それを推し進めてほしいという市からのメッセージであると理解している。</p> <p>A : (事務局) 事務の手間が膨大になるので、落札者の決定は事後審査方式としている。</p> <p>A : (事務局) コリンズでチェックしており、今回、配置予定技術者が別の工事の主任技術者になっているということが判明したため、不適格ということになった。</p> <p>A : (事務局) 把握する限りでは無い。</p> <p>A : (事務局) 提出書類にはあくまで配置予定技術者を記載している。今回の場合は</p>
---	---

<p>ば前の工事が応札の時期には終わるだろうという見込みで、配置できる見込みがあるという解釈でよいのか、その時点で配置できないことがわかって申し込んでいるのでペナルティをかけるべきではないのか。</p> <p>Q：(委員) この業者に、無効となった理由や注意喚起などはされたのか。</p> <p>※ 以上より、抽出案件1～3について、入札監視委員会として内容を承認することで決定。</p>	<p>予定していた技術者が前の工事の工期が伸びて配置できないことになったことがわかり、不適合で処理したが、そのあたりを審査し、適正に技術者を配置できるかを判断している。</p> <p>A：(事務局) 不適合で無効になったという事後審査の結果通知は出している。</p>
--	---